

文教厚生常任委員会記録

1. 開催日時 令和8年2月27日(金) 午前11時45分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 ひさなが委員長・江原健二副委員長・田村継委員・尾崎貴夫委員・橋本憲治委員・綾城美佳委員・岩藤睦子委員・林哲也委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・岡本次長補佐
8. 協議事項
3月定例会本会議(2月24日)から付託された事件(議案12件)
9. 傍聴者 1名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前11時45分 散会 午後3時33分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和8年2月27日

文教厚生常任委員長 ひさなが 信也

記録調製者 岡本 功次

ひさなが委員長 本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただいまから文教厚生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。

それでは、これより本委員会に付託されました議案 12 件について審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。

はじめに、議案第 14 号「長門市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

教育部長 補足説明はありません。

ひさなが委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

綾城委員 ただいまの議案第 14 号、この中の今回の学校医等及び関係する非常勤職員の報酬改定について、増額後の金額はどのような考え方や基準に基づいて設定されたものか、お伺いいたします。あわせて、県内他自治体や近隣市町との比較を行っている場合、その位置づけについてお伺いいたします。

学事班長 今回の報酬改定の算定にあたりましては、平成 13 年の改定を最後に長期据え置かれてきた経緯を重く受け止め、報酬額の見直しを行うものです。この間、物価高騰や賃金上昇など社会経済情勢の変化の中、学校現場におかれましても四肢の状態の健診といった新たな健診科目の追加や、感染症対策、アレルギー疾患を有する児童生徒の増加などにより、学校医等の業務負担は大きく増大してまいりました。したがって、今回の改定は、こうした業務実態の変化や近年の賃金上昇等の社会経済情勢の変化を踏まえ、県内他市との均衡を重視し総合的に判断したところ です。次に、県内自治体との比較における位置づけですが、学校医等の報酬の場合、自治体ごとに基本給にプラスして人数割加算の有無などにより、総額での一律な比較は困難です。しかしながら、報酬の根幹となる基本給で比較した場合、県内他市と比較して、改定前は 13 市中 10 位でありましたが、今回の改定により県内 1 位となる見込みです。また、学校薬剤師については、改定改訂前は 13 市中 12 位でありましたが、今回の改定により県内 13 市中 6 位となる見込みです。ただし、県内他自治体におきましても報酬額の改定に向けた動きがございますので、あくまでも現時点の見込

みとなります。

綾城委員 はい、わかりました。続きまして、学校医等及び学校・幼稚園薬剤師の報酬についてお尋ねいたします。直近で改定が行われた時期及びこれまでの据置期間について整理をお願いいたします。今回の改定は、複数年分の調整を含めたものなのかについてもあわせてお尋ねいたします。

学事班長 学校医等及び学校・幼稚園薬剤師の報酬につきましては、直近の改定は平成 13 年であり、現在に至るまで約 25 年間据え置かれている状況でございます。今回の改定が複数年分の調整を含めたものなのかという質問につきましては、これまでの長期にわたる据え置きを経緯を十分に踏まえつつ、近年の著しい社会経済情勢の変化や県内他自治体との均衡を図る必要があるものと総合的に判断し、この度の改定を行うものとしたものでございます。

ひさなが委員長 ほかにご質疑はございませんか。

綾城委員 続きまして、学校・幼稚園薬剤師の報酬額が、学校医と比較して低い水準となっている理由について、業務内容、関与頻度、責任範囲等の観点から、市として教育委員会としてどのように整理されているのか、お尋ねいたします。

学事班長 学校医等と比較して低い水準となっている理由についてであります。学校医は主に全児童生徒を対象とした健康診断など、個人の身体に直接関与する業務を担っております。一方、学校薬剤師は、主に空気や水質等の検査といった学校環境衛生や、医薬品、毒物、劇物の保健管理等の業務を担っております。このような主とする業務が、対人と対環境という性質の違いが両者の報酬体系に反映されているものと認識しております。

綾城委員 私からはもう 1 点です。もう 1 点というよりも、ちょっと今の関連ですね。この学校・幼稚園薬剤師は、学校・園における環境衛生の確保や感染対策等において重要な役割を担っていると考えられますが、現在の報酬水準がその役割に見合ったものと考えておられるのか、改めてお尋ねいたします。

学事班長 委員ご指摘のとおり、学校・幼稚園薬剤師の皆様には、学校環境衛生の維持管理や感染症対策など、児童生徒の安心、安全な教育環境を支える大変重要な役割を担っていただいております。現在の報酬水準がその役割に十分見合っているかという点につきましては、業務の性質上、明確な基準を持って測ることは難しい側面がございます。学校医等と同様に、現在の社会経済情勢や県内他自治体との均衡を総合的に勘案いたしますと、現在の報酬額は見直していくべきものと考え、今回の改定を行うものでございます。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、ご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 14 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 14 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開は 13 時からとします。

— 休憩 11:54 —

— 再開 13:00 —

ひさなが委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 12 号「令和 8 年度長門市水道事業会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

上下水道局長 議案第 12 号「令和 8 年度長門市水道事業会計予算」の補足説明をさせていただきます。はじめに、収益的収支予算についてですが、営業収益を 5 億 6,110 万 6,000 円と見込み、他会計補助金などの営業外収益と合わせて、収益的収入合計として 7 億 4,334 万 3,000 円を計上しております。また、収益的支出合計として、事業費用では、営業費用と企業債償還利息などの営業外費用等を合わせまして 7 億 2,797 万 9,000 円を計上しており、当年度純損失は 1,918 万 3,000 円を見込んだところでございます。次に、資本的収支予算についてですが、収入では企業債や補助金等により 2 億 960 万 9,000 円を受け入れる予定としております。支出では、建設改良費といたしまして新規事業であります油谷地区木吹配水池宇津賀系配水槽更新工事に取り組むほか、令和 6 年度に着手し、令和 9 年度の完成を目指す湯本三ノ瀬・四ノ瀬地区での施設整備を引き続き行うこととしています。そのほか、老朽化した管路やポンプ等の更新工事を計画的に予定しているところでございます。また、今後更新を予定している下郷浄水場の耐震診断業務を予定しております。これらの建設改良費と企業債償還金と合わせて、資本的支出合計として 6 億 1,147 万 2,000 円を計上しております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足している額の 4 億 186 万 3,000 円につきましては、損益勘定において減価償却費の費用化により留保しました内部留保資金等で補填する予定としております。

ひさなが委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 予算書 21 ページ、令和 8 年度当初予算、損益計算書では、先ほど局長さんがおっしゃっていたようにマイナス 1,918 万円となっているかと思えます。ただ、上下水道局が去年示された、令和 7 年 3 月に改訂された経営戦略では、プラス 6,816 万円になっていたと思えます。見直しからわずか 1 年足らずで約 8,735 万円ほどの差額が出た理由をお伺いいたします。

管理課長 今回、令和 8 年度の当初予算を見込むにあたりまして、物価上昇という部分がかかなりの部分をやはり占めておるところでございまして。それに伴い、営業費用等が上がっておりますので、収益としてはちょっと今年度、初めてとなりますけれども、営業損益を計上したところでございまして。

田村委員 では、令和 6 年度の決算では 8,403 万円の黒字、令和 7 年度は繰り入れ

もあってですが 1,198 万円の黒字、この度は見込みですが 1,918 万円の赤字となっておりますが、これは一時的なものでしょうか、構造的な欠陥によるものだとお考えでしょうか。お考えをお願いいたします。

管理課長 今の経営状況で言いますと、収益的予算については、収入というのがある程度の収入減少等、これ以上見込まれない状況でございます。一方、支出につきましては、今後もやはり物価上昇等継続していく状況でございますので、経営的にはかなり厳しい状況がずっと続いていくように予測されるところです。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)そのほか、ご質疑はありませんか。

田村委員 予算書 2 ページですね。減債積立金についてお伺いさせてもらえればと思います。減債積立金を 1 億 3 万 1,000 円ほど取り崩す計画だと思えます。令和 7 年度の 2,942 万円から 3.4 倍に急増されてますが、令和 8 年度末残高が約 3 億円となっていると思えます。このペースで行けば、あと何年で底を尽くのか、お伺いいたします。

管理課長 4 条予算、建設改良費自体をある程度抑制すれば、プラス起債の借入れをある程度今抑制をして経営しているところを、ある程度さらに起債を借りるような状況ですと、あんまり減少というのはないんですけども、今の起債を抑制しつつ、建設改良費をこのまま続けて計画どおり進めていくと、現状では令和 10 年度ぐらいがちょっと留保資金自体がなくなるような関係になります。

田村委員 新規起債の発行を抑載した結果、積立金の取り崩しが増えているように見えるんですけども、これは借金を減らしたというよりは貯金を取り崩しているように見えるんですけども、ちょっと見解をお願いできますか。

管理課長 建設改良費自体が、今更新期を迎えてきております。それで、ある程度の建設改良費を抑制していくというのがなかなか水道事業にとっては困難な状況です。それで今、類似団体と比較しまして、うちの企業債残高というのがかなり、類似団体と比較してかなり大きい状況でございますので、それをなるべくもうこれ以上あげないような経営を今行っているところなんですけども、そうしてしまうと 4 条予算の収入というのが企業債に今まで頼っていた関係で、それがあ程度なくなってしまいますので、どうしてもちょっと今の内部留保資金を使いながら営業していくような形になろうかと思えます。ただ、3 条予算、営業のほうである程度利益を見込んで、その利益を今度は建設改良費に充てていくような体系にしていかないと、なかなか健全な経営というのが難しいところでございます。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)そのほか、ご質疑はございませんか。

林委員 予算説明資料の 10 ページなんですけれども、4 条予算のところで、第 1 目「配水管費」の工事請負費 1 億 9,660 万円についてお尋ねをします。支出において、この老朽管布設替工事の具体的な内容と事業の進捗率についてお尋ねをします。ま

た、計画に比して事業進捗率はこういった状況になるのか、お尋ねいたします。

水道班長 令和 8 年度の老朽管布設替工事は、日置地区及び油谷地区の 5 か所で約 1.0 キロメートル、工事費は 8,860 万円となり、令和 8 年度工事後の耐震化率は、長門地区の前倒し工事分を含めて 0.3 パーセント程度進捗して約 18 パーセントの見込みとなります。また、長門市水道事業経営戦略では、令和 16 年度までの管路耐震化目標を 23 パーセントとしており、令和 8 年度末の目標 18.6 パーセントに対して若干遅れる見込みですが、今後、年間約 0.5 パーセント以上の進捗を目標として管路更新を進めてまいりたいと考えております。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)そのほか、ご質疑はございませんか。

林委員 同じく今の 10 ページのところにあります、今度は第 6 目の大河内川ダムの建設事業負担金についてお尋ねいたします。これが 1,018 万 5,000 円ということですが、この収入では水道施設整備費国庫補助金、それから支出では大河内川ダム建設事業負担金、またこれは 18 ページの債務担行為に関する調書には、深川川総合開発事業大河内川ダム建設負担金が計上されておりますけれども、現在までの進捗状況と、それから令和 8 年度の予定事業についてお尋ねいたします。

浄水施設班長 令和 7 年度の事業費は約 12 億 3,000 万円で、事業内容としましてダム本体実施設計、トンネル概略設計、橋梁観測、水質調査、環境調査、地質調査等の業務及び付替県道長門秋芳線、付替市道下坂水線の工事を行いました。現在までの進捗状況は、総事業費 240 億円に対しまして、令和 7 年度末までの事業費は約 159 億円で、進捗率は 66.2 パーセントです。令和 8 年度の事業見通しですが、事業費は 9 億 5,500 万円で、事業内容としましてダム本体実施設計、導水路実施設計、地質調査等の業務及び付替県道長門秋芳線の工事を行われる予定と伺っております。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)そのほか、ご質疑はございませんか。

田村委員 ちょっと話に出たんですけども、建設改良費についてお伺いします。予算書 10 ページ、「建設改良費」、経営戦略ですね。令和 8 年度に比べて 5,236 万円ほど上回っているんですけども、これが算定 1 年目ですね。これだけの超過をした理由をお伺いいたします。

管理課長 経営戦略上と若干変わっているところといたしましては、木吹配水池整備工事等が予定よりもかなり増えておりますので、そのあたりがちょっと事業費が増加した原因となっております。

田村委員 上下水道局長さんが、令和 7 年 3 月の重村法弘議員の答弁の中で、年間 2.9 キロメートルほど更新していくとおっしゃってたんですけども、令和 8 年度にそれはちょっと維持できそうなのか、管路耐震化率とも令和 16 年目標の 23 パーセントに届く見込みなのか、今現在の時点でお伺いいたします。

水道班長 水道耐震化の目標としましては、令和 16 年度までに耐震化率 23 パーセントを目指しております。現在の令和 8 年度の耐震化率につきましては 0.3 パーセントと、目標より若干低い数字となっております。今後、令和 9 年度以降、耐震化率を目標 0.5 パーセント以上を確保するように努めてまいりたいというふうに考えております。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)そのほか、ご質疑はありませんか。

綾城委員 ちょっとお尋ねします。21 ページの営業外収益で他会計補助金が 1 億 4,414 万円になっておりますけれども、これは一般会計からの繰り入れですけど、令和 7 年度と比較して 706 万 3,000 円ほど減っておりますけれども、この要因についてお尋ねいたします。

管理課長 減少した原因といたしましては、三隅地区及び日置地区における減価償却費相当分というのを補助いただいておりますけれども、このあたりがちょっと減少しているところでございます。あと大きいところとしましては、簡水等の利子補助金というのでも若干減っているところでございます。

綾城委員 はい、わかりました。このあと、この 1 億 4,414 万円について基準内繰入と基準外繰入、それぞれいくらかお尋ねします。

管理課長 基準内繰入につきましては 4,311 万 1,000 円程度となっており、基準外繰入につきましては 1 億 439 万 9,000 円程度となっております。

綾城委員 はい、わかりました。このあとに値上げというような条例もありますけれども、この基準外繰入のところのやっぱり確保というの、やっぱり水道会計をやっていくときに必要なんじゃないかなというふうに思っています。よく見たらね、財政課長とか居ってないんであれですけど、この基準外繰入の確保について、この局の取組についてお尋ねいたします。

管理課長 基準外繰入につきましては、基本的に総務省通知で繰り入れていただける基準内部分については特に財政課当局とも相談はしてないんですけども、うちの例えば昔の簡水部分、三隅地区とか日置地区の、昔は簡水補填というのをいただいていた部分もありまして、そういう部分についてはなるべく今までどおりと言いますか、ある程度補填をいただくような協議というのは財政課ともさせていただいているところで、水道事業というのは基本的に公営企業となっておりますので、独立採算というのがやっぱりある程度求められておりますので、その中でもどうしてもうちの営業努力を行ってもなかなか利益と言いますか、収支が整わないところについては、ある程度一般会計との協議でその部分は繰り入れていただく方法を取らせていただいているところでございます。

綾城委員 先ほど減価償却がやっぱり終わっていくから、一般会計からの繰り入れが減っていく、基準外繰入が減っていくと言われましたよね。その減った理由として、三隅地区と俵山の簡水ですか、この利息でしたっけ、何かあの辺が減ってきたので今の

基準外繰入が減ってきたというふうにおっしゃられましたけど、そんなに詰めないんですけど、この基準外繰入は今だからあれですか、減価償却の対象になっているのは長門市全体がなっていますか。

管理課長 今、基準外繰入を一般会計部局とちょっと調整させていただいているのが、三隅地区と日置地区、元々簡水だった部分と、あと油谷地区におきまして給水人口が 5,000 人を割りましたので、昔でいう簡易水道レベルの状況でございますので、その部分につきましては一応、油谷地区の減価償却相当額の 2 分の 1 という部分を一般会計から今繰り入れをさせていただいているところでございます。

綾城委員 この油谷地区の、これを今、減価償却を対象にしてもらったと。これはいつからだったんですか。

管理課長 令和 6 年度から給水人口が 5,000 人を割る見込みでございましたので、一応令和 6 年度からということにさせていただいております。

ひさなが委員長 今のところで、何か関連質疑はございますか。(「なし」と呼ぶ者あり) そのほか、ご質疑はございませんか。

田村委員 今度は予算書 6 ページから 7 ページ、「配水及び給水費」についてお伺いします。昨年、令和 7 年度の予算のほうは 7,947 万 9,000 円、今年度の予算が 1 億 302 万 2,000 円で、増額率が 29.6 パーセントです。去年も多くの予算を使って、改修ということは非常に重要なんですけれども、予算をつぎとおした結果、昨年はどうだったのか、それを踏まえて今年度を増やす理由をお教えてください。

管理課長 今、配水管費につきましては、委託料というのがちょっとやはり物価上昇等の関係で前年度より増えているところでございます。あと、修繕費につきましても物価上昇に伴いまして今年度から、昨年度よりもちょっと予算的にも足りないということで増やさせていただいた関係で増えている状況でございます。本市はかなり有収率がやはり他市と比べてあまりよろしくないで、その辺にはある程度力を注いだ予算配分となっているところで。

田村委員 物価高騰のところは何ともいいかんとも言えないところがあるとは思いますが、ただ、経営戦略のほうでは、この修繕費の抑制に努めると明記されているところだと思います。令和 8 年度は逆にむしろ増えている。有収率の目標は、令和 11 年度で 76.6 パーセントを目指すと明記されていらっしゃるんですが、これに向けた年次計画はありますか。お伺いいたします。

水道班長 長門市水道事業経営戦略では、令和 16 年度までに 80.1 パーセントを目標として、耐震化率につきましては年 0.3 から 0.5 パーセント、有収率は令和 11 年までに 76.6 パーセントを目指しておりまして、現在漏水調査を委託と直営で両輪を持って効率的に行っているところでございますので、若干予定としては有収率につきましては低いものではございますが、鋭意進めてまいりたいと考えております。

田村委員 具体的な計画等はあるのか、ちょっとそれだけ、もう一度お願いします。

水道班長 長門市水道事業経営戦略では、目標令和 16 年度の 80.1 パーセントを目

指しております。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ないようでしたら、ほかにご質疑はございませんか。

岩藤委員 昨年の12月に、外部の有識者で構成された長門市上下水道事業審議会がございましたけど、これに答申が出されてますよね。それで、この令和8年度において反映された部分があればお聞きしたいと思いますけど、条例もあと審査がありますけど、そこのところをお聞きしたいと思います。

管理課長補佐 水道料金について20パーセントの改定は妥当であるのご意見をいただき給水条例の改正をご提案しておりますが、令和8年度当初予算では料金改定による収入増は見込まず、現行のままで予算計上となっております。なお、答申を受けて予算に反映されたところというところがございますが、答申の付帯意見にございます(2)の経営努力や(3)の企業債の抑制、こういったものにつきましては水道施設のダウンサイジングや有収率向上のための取組、将来世代に過度な負担が残らないよう企業債の借入れを抑制するなどの取組を反映させております。

岩藤委員 それでは、先ほど出ましたけどダウンサイジングの考え方と、令和8年度の取組についてお伺いしたいと思います。

水道班長 ダウンサイジングにつきましては、施設の統廃合や管路の配水量につきまして適正な管の口径に落とすというようなコスト縮減対策でございまして、具体的には今後、川尻配水池及び三上山配水池の老朽化が進行しておりますので、その配水池につきまして統廃合を行うというような具体的な計画を盛り込んでおります。このような規模の縮小等を計画しているところでございます。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ほかにも、ご質疑はございませんか。

綾城委員 それでは、確認までにお尋ねします。22ページの貸借対照表ですね。この中の有形固定資産が令和7年度と比較して7,300万円増えておりますけれども、この増えた主な要因についてお尋ねします。

管理課長 有形固定資産が増えた要因につきましては、建設改良工事において建設改良が終わったところをそれぞれ資産的に固定資産とかに登録します関係から、令和7年度分についてはその部分、令和7年度行った工事部分が今度は資産として計上されるような形になりますので、その部分が増えたような形になっております。

綾城委員 で、今年度終わったものがここに反映されている。

管理課長 そうですね、はい。

綾城委員 ちなみに、湯本浄水場は終わりましたよね。あれはもうすでに反映されてますか。減価償却にもう対象になってますか。

管理課長 湯本浄水場につきましては、令和6年度で終わっておりますので、昨年度に資産として登録したような形になっております。

綾城委員 わかりました。湯本浄水場のあの施設は、昨年から減価償却が始まって

いて、この令和 7 年度に終わったのが新たにこの令和 8 年から償却が始まると。それで増えたということですね。わかりました。

管理課長 固定資産につきましては、基本的に決算のときにもちょっとお話しするんですけど、新しく費用をかけて資産を登録していきます。それに対する除却というのも当然出てきますので、その差し引きした部分がだんだん固定資産としては増えていくような形になるので、毎年若干ではありますけども増えていくような形にはなろうかと思えます。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)そのほか、ご質疑はございませんか。

田村委員 今度は予算書 22 ページ、企業債残高についてお伺いします。本市の企業債残高は類似団体と比べると、類似団体が約 20 億円となってるるところだと思います。類似団体と比べて約 2 倍近い数字になっている。経営戦略を見ると、令和 16 年度で 33.3 億円を目指すと明記はしてあるんですが、この計画はそのままずらさずに行かれる予定ですか、まずそれをお伺いします。

管理課長 今の計画ではそうなっております。ただ、今やはり物価上昇等もございしますので、その辺りで今の水道事業の費用というのがやっぱり、今見込んである 2 パーセントとかという部分を超えてくる可能性もあります。そうした場合には、ちょっとなかなか予定はある程度は進めてはいくんですけども、ちょっと予定通りにいかない部分も出てくる可能性としてはあると思えます。経営状況にもよってきますので、その辺について収入が無ければどうしても借り入れというのはしていかないとやっていけないという実情もございしますので、その辺をちょっとご察しいただければと思っております。

田村委員 物価高騰でなかなか計算しにくいところもあると思えます。ただ、最終的にはやはり類似団体の企業債残高 20 億円を目指すとといった解釈でよろしいでしょうか。

管理課長 それは、委員ご察しのとおりでございします。

田村委員 昨年度改定して本当にまだ 1 年経ってない、11 か月ですかね。その中で大幅に見込みを削減した、減少させたというところですけども、この理由——物価高騰以外で何か理由があったりしますか。

管理課長 ちょっと今、経営戦略のところよろしいですかね。(「はい、よろしいです」と発言する者あり)経営戦略については、あんまり予定とは変わってないと思うんですけども、ここがかなり違ってきますか。

田村委員 令和 16 年度で 33.3 億円と見込まれてますよね。それはよろしいですかね。(「はい」と呼ぶ者あり)物価高騰を受けて、この目標をまず減少させていく予定はあるのかといったちょっと質問に変えさせていただきます。現実的な数字に変えていく方針なのかどうか、お伺いします。

管理課長補佐 お見込みのとおりでございします。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ほかに、ご質疑

はございませんか。

管理課長補佐 すみません、今の経営戦略の計画ではそうなっておりますが、一応、この経営戦略につきましては5年に1回程度見直すこととしております。

田村委員 では、この数字の改定は当然5年後に見直すといった解釈でよろしいですよ、ねといった確認で。

管理課長補佐 お見込みのとおりでございます。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。「なし」と呼ぶ者あり)そのほか、ご質疑はございませんか。

綾城委員 10ページです。国庫補助金ですね。資本的収入のところですね。4条のところです。この国庫補助金、これが463万8,000円計上されておまして、説明のところに若干触れられておりますけど、この補助金の内訳についてお尋ねをいたします。

管理課長補佐 この国庫補助金の内訳でございますが、大河内川ダム負担金にかかる水道水源施設整備事業費が337万2,000円、災害復旧工事にかかる国庫補助金が126万7,000円を見込んでおります。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。「なし」と呼ぶ者あり)そのほか、ご質疑はございませんか。

綾城委員 19ページです。ちょっと確認までにお尋ねいたします。他会計補助金が1億9,253万6,000円となっております。昨年の繰入れを見ると、ちょっと3,000万円ぐらい多いのかなと思いますけれども、この1億9,253万6,000円となった内訳についてお尋ねいたします。19ページの営業外収益、他会計補助金です。

管理課長 令和7年度につきましては、今、臨時交付金というのをこの1月補正でさせていただいたところがございます。この部分の繰入れが増えているところでございます。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。「なし」と呼ぶ者あり)そのほか、ご質疑はございませんか。

田村委員 あちこち行って申し訳ないんですが、予算書10ページ、資本的支出の第1項「建設改良費」、第6目「水源開発費」の水道事業変更認可図書作成業務1,260万円についてお伺いします。これは経営戦略に基づくダウンサイジングによるものと理解してよろしいでしょうか。

浄水施設班長 水道事業変更認可図書作成業務は、水道法に基づき給水区域の拡張、給水人口、給水量の増加、取水地点の変更などに伴う事業計画の変更を国又は都道府県へ申請するための書類を作成する業務となります。こちらにおきましては、ダウンサイジングと言いますか、渇水対策として令和6年度にさく井しました日置真口地区の新水源を使用開始するために、取水地点の変更ということで変更認可申請の提出を必要とします。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。「なし」と呼ぶ者あり)そのほか、ご質疑はございませんか。

綾城委員 今、同じく今の 10 ページですね。資本的収入及び支出で、この企業債が 1 億 9,800 万円計上されておりますけれども、この今の支出のところでは充当されるものについてお尋ねいたします。

管理課長補佐 令和 8 年度水道事業予算の企業債につきましては、市道湯本渋木線ほか 2 路線、配水管布設替工事、三隅中・下地区の配水管布設替工事、県道長門油谷線の配水管布設替工事、県道久津小田線配水管布設替工事、三隅下地区の浄水場水処理施設設計更新工事、大河内川ダム建設事業負担金などへ充当する予定としております。

綾城委員 はい、わかりました。じゃあ、現在の企業債残高をお尋ねいたします。

管理課長補佐 令和 7 年度の見込額は、38 億 3,085 万 9,000 円となっております。令和 8 年度では、基本的には今、企業債の借り入れは 1 億 9,800 万円、これに対しまして企業債償還金が 1 億 9,800 万 1,000 円となっておりますので、一応、令和 7 年度決算見込みから増減はあまりないものと考えております。

綾城委員 はい、わかりました。この企業債については、今後もいろんなことに影響してくる。例えば監査でも企業債の抑制とか、そういったことも指摘されている。というところで、この企業債の残高というか、この適正な水準というんですか、返済をしていかなきゃいけないから当局が思うこの企業債残高の適正水準というのを、ちょっと見解を伺いたいと思います。

管理課長 適切な企業債残高はいくらかっていう、特に指標というのはないんですけども、一応、類似団体の企業債残高というのが 20 億円程度となっておりますので、その辺がやはり平均ということなので言えば、その辺あたりが標準なのかなと。うちの規模でいきますと、20 億円程度ではないかなと思われるところでございます。

綾城委員 はい、わかりました。類似団体と比較してそのくらいじゃないかって、20 億円くらいじゃないかということで、とりあえず見解を持っているわけではないということですか。

管理課長 平均がそのくらいということですので、その辺をある程度目標にはしていかなければいけないのかなというふうには思っております。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)そのほか、ご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)よろしいですか。今一度、議案第 12 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。

林委員 それでは、上下水道局長に 1 点ほどお尋ねいたします。地方公営企業法の経営の基本原則を定めた第 3 条には、地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとあります。地方公益企業法の第 3 条に照らして、公共の福祉の増進をはじめ、令和 8 年度長門市水道事業会計予算の執行にどう取り組んでいかれようとしているのか、お尋ねいたします。

上下水道局長 地方公営企業法第 3 条の原則に基づき、市の水道事業におきまして

も持続可能な経営と市民サービスの維持を最優先課題として取り組んでまいります。令和 8 年度予算におきましては、本市初となる純損失を計上しての予算編成となりましたが、企業債残高を減らし、将来を見据えた老朽管の更新事業を確実に遂行し、経営の安定化と公共の福祉増進を両立させていく所存でございます。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 12 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)挙手多数です。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、ここで一旦休憩を挟みたいと思います。再開を 14 時からといたします。

— 休憩 13:48 —

— 再開 13:58 —

ひさなが委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 13 号「令和 8 年度長門市下水道事業会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

上下水道局長 それでは、議案第 13 号の「令和 8 年度長門市下水道事業会計予算」の補足説明をさせていただきます。はじめに、収益的収支予算についてですが、営業収益を 6 億 1,047 万 6,000 円と見込み、他会計補助金などの営業外収益と合わせて、収益的収入合計として 17 億 8,651 万 7,000 円を計上しております。また、収益的支出合計として、事業費用では営業費用と企業債償還利息などの営業外費用と合わせて 17 億 6,608 万 5,000 円を計上しております。次に、資本的収支予算ですが、収入では企業債や国庫補助金並びに一般会計出資金等により 4 億 7,123 万 7,000 円を受け入れる予定としております。支出では、建設改良費といたしまして公共下水道では湯本地区老朽管対策に取り組むほか、ストックマネジメント計画改築詳細設計業務等を予定しております。また、農業集落排水事業では、引き続き三隅地区において処理場の統廃合に向けた工事に取り組むこととしており、建設改良費と企業債償還金を合わせて資本的支出合計として 9 億 6,769 万 9,000 円を計上しているところです。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 4 億 9,646 万 2,000 円につきましては、損益勘定におきまして減価償却費の費用化等により留保した内部留保資金等で補填することとしております。

ひさなが委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 それでは、予算説明資料の 3 ページの 3 条予算の収入についてなんですけど、第 6 目「長期前受金戻入」の 5 億 2,814 万 3,000 円についてお尋ねしますが、この具体的な内容についてお尋ねします。

管理課長補佐 長期前受金戻入 5 億 2,814 万 3,000 円の内訳につきましては、下水道施設等の資産形成の財源として負担金として受け入れたものが 1,637 万 1,000 円、補助金として受け入れたものが 4 億 5,623 万 1,000 円、受贈財産として受け入れたものが 610 万 5,000 円、企業債償還金に対する繰入金として受け入れたものが 4,943 万 6,000 円となっており、減価償却に合わせて収益化するものでございます。

林委員 ちょっと合わせて聞きますけれども、先ほどの支出において費用化された減価償却費の具体的な内容についてお尋ねします。

管理課長補佐 費用化された減価償却費 9 億 7,826 万円の内訳につきましては、建物が 6,664 万円、下水道管など構築物が 5 億 6,964 万 1,000 円、ポンプなど機械及び装置が 3 億 4,118 万 8,000 円、車両運搬具が 79 万 1,000 円となっております。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)そのほか、ご質疑はございませんか。

田村委員 予算資料 6 ページ、国庫補助金についてお伺いします。国庫補助金 2 億 50 万円が建設改良に対する補助金とありますが、令和 8 年度、下水道予算の支出を見ると、管路施設改築更新工事等としか書かれていないところだと思います。具体的にどの路線をどういったふうに改修していくのか、お伺いいたします。

下水道班長 令和 8 年度の事業内容についてですが、湯本幹線の管渠施設改築更新工事を計画しております。施工箇所は、市道湯本東線のところで 136 メートル、市道板持湯本線で 252 メートル、国道 316 号の月見橋付近で 397 メートルとなります。全延長 785 メートルのうち、728 メートルを管更生工事、57 メートルを布設替工事として計画しております。令和 6 年度に策定いたしましたストックマネジメント計画に基づく改築更新事業で、防災安全交付金を活用し事業を実施しているところです。事業年度は令和 7 年度から令和 11 年度となります。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はございませんか。

田村委員 予算書の今度は 7 ページをお願いいたします。建設改良費について、資本的支出、第 1 項「建設改良費」についてお伺いいたします。令和 7 年度が 8 億 8,389 万 3,000 円、本年度は 4 億 6,236 万円と大幅に減少されていると思いますが、この理由をまずお伺いいたします。

下水道班長 前年度と比較いたしまして減少している主な要因といたしまして、令和 6 年度から令和 7 年度に設定した債務負担行為による東深川浄化センター自家発電設備設置工事が終了したことによるものであり、一時的な建設改良費の減少が全体額に大きく影響したものといたします。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)そのほか、ご質疑はございませんか。

田村委員 予算書 4 ページから 5 ページ、第 1 項「営業費用」、第 3 目「処理場費」、こちらについてお伺いします。令和 7 年度は 6,699 万円で、本年度は 3,826 万円となっていると思いますが、まずこの減少理由についてお伺いいたします。

ひさなが委員長 修繕費、第3目「処理場費」の修繕費ですね。

処理施設班長 修繕費の減少の理由になりますけど、まず公共施設につきましては、引き続きストックマネジメント計画に基づく改築更新事業によりまして、国の交付金等を活用しながら保全予防を主として修繕をしていくものによる減少と、集落排水処理施設等につきましても農村整備事業交付金等を活用して改築工事、修繕等を行っていく計画としておりますので、それに伴う減少になります。

田村委員 じゃあ、具体的にどの施設の修繕が減ったとか、そういうのではないんですか。ちょっとお答え願います。

施設整備課長 令和7年度と令和8年度の大きな違いは、令和7年度において東深川浄化センターで汚泥の脱水機、これが3,000万円相当の修繕がかかりました。一応、この工事が終わりましたので、その分が減額となりました。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）そのほか、ご質疑はございませんか。

岩藤委員 ちょっと予算と言いますか、現状、近年ですね豪雨とか線状降水帯とか、去年も通のほうでだいぶ豪雨が発生して、下水能力がちょっと苦慮されてるっていうか。だから、そういう豪雨の状況を踏まえて下水道の施設の雨水排除について、能力についてどのように捉えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

施設整備課長 処理場の能力というのは、やっぱり建設当時の人口であったり、単位あたりの流入量によって算定してまいります。なかなか線状降水帯等の豪雨についてすぐに対応はできないんですが、運転管理等を工夫しながら、市民の方の生活に支障のないように取り組んでいこうと考えております。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はございませんか。

田村委員 すみません、ページが飛びますが予算書19ページ、貸借対照表の負債のところで企業債残高についてお伺いします。企業債残高39.3億円ですかね。企業債残高39.3億円は計画より早い縮小ペースでございしますが、これは建設改良費の先送りによるものでしょうか。今後、投資が本格化すれば再び残高が増加に転じる可能性はあるか、お伺いいたします。

管理課長 建設改良費については、下水道事業におきましては、やはり自主財源が乏しい本市でございしますので、交付金等のある程度活用しながら事業を行っているところです。近年、やはり交付金というのものなかなか、以前は満額に近い数字をいただきながら事業を進めてきたんですけども、やはり今は交付金を申請してもなかなか全て採択してもらえないという状況が続いております。その関係で、ちょっと事業規模を本来行いたい部分を縮小せざるを得ないような状況にはなっているところではございます。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はございませんか。

田村委員 またページをちょっと繰り返しますが、今回、企業債についてお伺いさせていただきます。予算書6ページ、まず今年新たに借入企業債が1億8,410万円、去年の

3億8,870万円からほぼ半減となっていますが、まずその理由をお伺いいたします。その内訳をお願いできますか、今年の内訳。

管理課長補佐 令和8年度下水道事業予算の企業債につきましては、湯本汚水幹線管渠施設改築更新工事の観月橋及び板持湯本線、農業集落排水施設処理施設機械設備工事、マンホールポンプ場改築更新工事、通浄化センター1号返送汚泥ポンプ取替工事などへ充当する予定となっております。先ほど言われた企業債の減少につきましては、先ほど答弁もありましたように、昨年、東深川浄化センターの自家発電設備工事、これが終了したことにより減少したものでございます。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいでしょうか。それでは、今一度、議案第13号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。

林委員 それでは、上下水道局長にお尋ねいたします。下水道事業というのは装置産業であり、費用構造に占める固定費の割合が本当に極めて高く、資産のほとんどが管路施設や処理施設で占められております。この施設整備には多額の資金を要して、その財源として借入金や一般会計等に頼らざるを得ないのがこの現状となっておりますけれども、こうした令和6年度長門市下水道事業会計の決算を踏まえて、令和8年度長門市下水道事業会計の予算の執行にどう取り組まれていかれるのか、お尋ねいたします。

上下水道局長 下水道事業は、委員ご指摘のとおり、広大な管路網や処理場などを保有する典型的な装置産業であり、減価償却費や企業債の利息といった固定費が経営を圧迫する構造にあります。令和6年度決算におきましても、人口減少に伴う使用料収入の伸び悩みに対し、過去の建設投資にかかる企業債の償還負担が高止まりしており、依然として一般会計からの繰入金に依存せざるを得ない厳しい経営状況にあると認識しております。限られた財産の中で公共福祉を維持するため、令和8年度予算においてはストックマネジメント計画に基づき施設の長寿命化対策を最優先に進めてまいります。これまでは、壊れたら直すから、壊れる前に計画的に補修する予防保全へシフトすることで、一度に多額の資金を要する改築更新費用を平準化し、新たな企業債の発行の抑制に努めてまいります。また、固定費以外の変動費、特に電気代の高騰や維持管理コストに対しては、包括的民間委託や最新の省エネ機器への更新によるエネルギー効率の向上に努めてまいります。さらに、下水道資源、汚泥などですけれども、有効活用など少しでも収入の確保につなげる施策を模索し、独立採算の原則に一步でも近づけるよう努力してまいります。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、ご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 20 号「長門市水道給水条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

上下水道局長 議案第20号「長門市水道給水条例の一部を改正する条例」の補足説明をさせていただきます。議案第20号は、水道料金改定に伴う長門市水道給水条例の一部改正を行うものであり、改正の内容としましては、平均改定率を20パーセントとして基本料金及び従量料金の引き上げを行うもので、従量料金の一部については必要最低限の生活用水使用者の負担を考慮し、急激な負担増となることを防ぐため低く設定している調整単価を引き続き設けているところであります。また、料金改定時期としましては、令和8年10月1日を予定しております。

ひさなが委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

尾崎委員 それでは、議案第 20 号「長門市水道給水条例の一部を改正する条例」について、ちょっと質疑させていただきます。平均 20 パーセントの改定が望ましいという答申をこの度出された上下水道審議会についてお伺いします。前回の料金改定時から継続して委員を務められている方が何名いらっしゃるのかについてお尋ねします。

管理課長補佐 前回、令和 4 年度の料金改定から継続して委員を務めておられる方は 7 名いらっしゃいます。

尾崎委員 はい、わかりました。それでは次に、審議会委員の任期の考え方と再任を行う際の基準についてお伺いします。

管理課長補佐 長門市上下水道事業審議会条例第 4 条の規定に基づき、委員の任期を 2 年とし、再任することができるとしております。また、再任を行う基準でございしますが、上下水道事業が抱える経営課題や施設更新などの専門的、長期的な議論におきまして、審議の継続性と一貫性を確保することが不可欠であることから、これまでの知見を生かしてご審議いただけるよう、基本的には複数期の継続をお願いしております。

尾崎委員 はい、わかりました。それでは次に、今回の審議会の委員の構成についてお伺いしていいですか。

管理課長補佐 審議会の委員の構成につきましては、学識経験者が 3 名、各種団体代表が 5 名、一般公募の方が 2 名となっております。

尾崎委員 はい、わかりました。それでは次に、水道料金の改定にあたり使用水量の多い事業者の負担への影響について、どのような形で意見把握を行われたのかをお尋ねします。

管理課長補佐 審議会の委員につきましては、幅広い使用者の意見を伺いたいことから、福祉関係、医療関係、製造・医療関係など、様々な範囲の方から委員を選出させていただいておりまして、その中でご意見をいただき検討したところでございます。

尾崎委員 はい、わかりました。それでは次に、審議会委員の中に、水道を事業活動の中で日常的に使用されている事業者の立場を代表する方がその中にいらっしゃる

のかどうかをお尋ねします。

管理課長補佐 日常的にということで使用している事業者の方がということで、先ほどの答弁と同じように審議会委員会については、幅広い使用者の意見を伺いたいということで、福祉、医療であるとか、製造業などから委員を選出していただいております。

尾崎委員 はい、わかりました。それでは、私から最後です。審議会とは別に、料金改定にあたって事業者や各種団体から意見聴取を行われたのかどうかについてお尋ねします。

管理課長補佐 すみません。先ほども答弁したように、幅広い使用者の意見を伺いたいということで、いろんなところから委員を出していただいております。これによりまして、審議会とは別に意見聴取等は行っておりません。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はございませんか。

田村委員 では、尾崎委員の今の質問に対して、関連で質問をさせていただきます。今のご答弁を踏まえると、審議会の中には多種多様なメンバーがいらっしゃるということでした。まず、この度の平均改定率 20 パーセント、これは全会一致で決議されたものなのか、それとも異なる意見が出たものなのかをまずお伺いします。

管理課長補佐 この平均改定率 20 パーセントにつきましては、全会一致で、適当であるのご意見をいただいております。

田村委員 多種多様なジャンルの方がいらっしゃるんですが、全会一致で意見をいただいたということでした。その中で、全く否定的な意見は出なかったんですか。それとも、20 パーセントじゃなくて 15 パーセントのほうが適切じゃないか、10 パーセントのほうが適切じゃないか、そういった意見は全く出なかったと解釈してよろしいでしょうか。

管理課長補佐 審議の中では、20 パーセントが妥当であるということでご意見をいただいております。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。

岩藤委員 今、審議会のことが出てるんですけど、何回開催されて、出席率がどうだったのかってところをお尋ねしたいと思います。

管理課長補佐 10月1日に、市長のほうから審議会のほうに諮問をいたしまして、諮問してからは2回ほど開催しております。1回目が1名欠席で、2回目につきましては2名欠席ということでございます。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)では、そのほかご質疑はございませんか。

管理課長補佐 申し訳ありません。1回目が2名欠席で、2回目が1名欠席の誤りです。すみません。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はございませんか。

田村委員 では改めまして、水道局の皆様は当然ご承知だと思いますが、長門市の

水道管の管の経年劣化率 37.13 パーセントでしたかね。これに対して改修率のほう
が 0.36 パーセントといったところで、非常に低い数字となっているところだと思いま
す。これに対して、もし更新等が遅れると震災等のリスクがあるのかどうか、そこら辺、
水道局のほうはどう捉えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

水道班長 令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震では、上下水道施設の甚大
な被害が発生し、特に浄水場や下水処理場及びそれらの施設に直結した管路等、被
災すると広範囲かつ長期的に影響を及ぼす上下水道システムの急所施設の耐震化
が未実施であったことなどにより復旧が長期化し、さらに災害時においても従前どお
りの水の使用を可能とするためには、水道と下水道の両方の機能を確保することが
重要であることが明らかとなりました。このことから、国は災害医療拠点や避難所、市
役所、消防署などの災害防災拠点の重要施設において、災害に強く持続可能な上下
水道システムを構築する方針を示したところでございます。以上に従いまして、長門
市では、令和 7 年 1 月に長門市上下水道耐震化計画を策定し、市民の命を守る長門
市災害医療拠点である長門総合病院をはじめ、避難所である深川中学校やルネッサ
ながと総合体育館、復旧対策行政機関である市役所や消防署への重要給水施設に
接続する配水管路及び配水地等の急所施設の耐震化について早期の実現を図りたい
と考えており、先日の 3 月補正予算でも計上させていただきました市道中山 1 号
線配水管布設替工事も長門市上下水道耐震化計画事業の一環であり、今後も国庫
補助金を活用してコスト縮減努力を図りながら、水道システムの強靱化を着実に進
めてまいりたいと考えております。

田村委員 ありがとうございます。現在では地震のリスクが非常に高いというところ
だと思います。ただ、この料金は改定して平均 20 パーセント上昇したとき、例えばこ
の管路更新率は上がるような考えでよろしいでしょうか。

管理課長 更新率については、一応、今の経営戦略の更新率からちょっと上がるって
いうのはなかなか、料金改定をしてもちょっと難しいというふうには考えております。

田村委員 なかなか難しいというところですが、経営戦略のほうを見ると非常に乖離
がある、現実の数値が乖離があると。それは収支が少ないからだというの、先ほどの
質疑の中、ちょっと前の質疑の中でいただいたと思います。この平均改定率を 20 パ
ーセントに上げることによって、多少なりとも経営戦略の目標数値に近づくという解釈
をしてよろしいでしょうか。

管理課長 委員ご指摘のとおりでございます。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はございませんか。

岩藤委員 さっきの答申の中に、付帯意見として市民への周知ということもあったと
思います。料金改定の考え方と合わせて、今後の経営や市民への説明などについて
意見を出されておりましたが、これらの付帯意見について上下水道局としてはどのよ
うに受け止めて、今後どのように対応していくお考えか、お伺いいたします。

管理課長補佐 この水道事業の継続性を確保するための料金改定につきましては、

市民生活への影響が極めて大きいものでございます。この料金改定案がとおりましたら、早期の段階から情報公開と多様な媒体を活用した丁寧な説明を基本方針として取り組んでまいりたいと考えております。具体的には、市広報やホームページにおいて改定の必要性や経営状況などデータに基づいた分かりやすい特集記事の掲載や、全ての水道使用者へ確実に情報が届くよう検針時にチラシを配布するほか、検針票の備考欄を活用してお知らせする予定としております。また、個別に自身で料金がいくら変わるのかを簡単にシミュレーションできる料金計算ツールの公開や、改定前後において電話や窓口での問い合わせに対し丁寧に対応できる体制を整えます。また、今回の料金改定は、施設の老朽化対策や耐震化など、安全、安心な水を次世代へ引き継ぐために避けておれない課題でございまして、単なる値上げの通知にとどまらず、水道事業の現状と将来像を共有し、市民の皆様にご理解が得られるよう一歩踏み込んだ周知活動を展開してまいりたいと考えております。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はございませんか。

田村委員 先ほど、岩藤委員のを受けてちょっと関連で質問させていただきます。先ほど、もし平均改定が行われた場合、ホームページ等や、紙の配布物等で知らせていくとのことでした。長門市の高齢化率約 45 パーセントを見ると、インターネットを使えない方も多くいらっしゃると思います。先ほど、ホームページ上で計算ソフトをアップされてシミュレートできるようにするといったことのご発言をいただいたかと思えます。ただ、当然その中には 45 パーセントの高齢化率ですから、そういったものがない方も多くいらっしゃると思います。そういった場合はですね、窓口の方で相談に乗っていただける、そういった体制は今後される予定なのか、お伺いします。

管理課長補佐 すみません、先ほど私の説明がちょっと悪かったもので。改定後におきましては、電話や窓口での問い合わせができるよう、丁寧に対応できる体制を整えるように考えております。

田村委員 電話ではなかなか現状が伝えにくいところがあると思うんですよ。その際に、窓口に行ってお話を、行って計算をシミュレートしていただく、そういったことはできるんでしょうか。

管理課長補佐 はい。当然、そのようなことができるような体制をとりたいと考えております。

田村委員 ちょっと繰り返しになるんですけども、そのシミュレートをしていただくという周知の方法も、ホームページをはじめ紙の配布物等で行うといったことで解釈をしていますが、例えば出前説明会、そういったものを開く予定等はないか、お伺いいたします。

管理課長補佐 先ほど当初予算の審議をいただいたところですが、料金改定に関するものというのは予算に特に計上しておりませんので、これからとりましたら、そのあたりのことも検討していきたいと考えております。

田村委員 はい。では、そのあたりは丁寧な説明をお願いいたします。

綾城委員 今の関連です。あくまでもこの条例が通過したらの話ですけども、結局、今回はあれですよ、前はコロナ禍等々もあって、調整単価を入れて、水量の使用が低い家庭とかには、ある程度経済的な負担がかかりそうな家庭のところには調整単価を入れて低く設定をした。今回、例えば料金、平均 20 パーセントと言ってるんだけど、よくよく見ると特にこの辺のラインの今の調整単価が入ってた方々なんかは、最高で 45.5 パーセントとかなんですよ。42.2 パーセント、38.9 パーセント、35.3 パーセント、32.1 パーセントで。説明を聞くと、逆にその 11 パーセントとかもありますよね、あるんだけど、そういう何かその平均を取ったら 20 パーセントになるんだけども、個別を見るとやっぱりこうになってしまう。だから、そのどうやって周知をするかっていうのは、この料金でこの立方メートルを使っていくらですじゃなくて、平均 20 パーセントっていうと、みんな 20 パーセント上がるんだと思うんですよ。やっぱり、私もそう思った。だけど、よくよく見ると 45 パーセントとかがいるわけ。それはどれだけ使われるかにもよるんだけど。だから、そういうところをしっかりと説明しなきゃいけないと思うんですよ。だから、そういうところの説明責任というのは、説明の仕方、説明責任って言うか、その辺はどういうふうにされるのかということをお尋ねいたします。

管理課長 一応、この度もこの条例案が可決した場合につきましては、各家庭に冊子等をまた配布することは考えております。その冊子の中で、例えば 20 立方メートルぐらい一月で使ったら金額はこのぐらい上がりますよっていうのは、もちろん皆様にお伝えしたいなと思っております。

綾城委員 だから、いつも確かに平均改定率って言ってらっしゃるからね、別に今回に限ったことじゃないんだけど、特にこのあとから色々ちょっと細かいところの質疑があると思うから、これ以上は触れませんが、そのあたりにちょっと、そのあたりに配慮した——20 パーセントと思うか、周知のほうは徹底してほしいなと思います。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はございませんか。

田村委員 今、綾城委員の質疑を受けて、関連で質問させていただきます。この度はモデルケースのほうでご説明していただいて、1 人、2 人世帯の方、こちらのほうは平均改定率は 19.7 パーセントで収まっていると思います。ただ、これは下水道も含めての話ですよ。この度の条例改正は、上水道の平均改定率を定めるものであるもので、私としてはこの下水道を含めるものがちょっと疑問視を頭に持つんですが、水道局としてはこのあたり、下水道の料金を含めて改定率を出す計算をするのが適切かどうか、どう考えているのかをお願いいたします。

(田村委員の質疑に対して委員会、執行部含めての声あり)

管理課長 先般皆様にお配りさせていただいた資料では、一応、一般家庭におけるモデルケースというのを多分お配りさせていただいたと思うんですけども、この中には一応水道料金の改定後の値上げ額というのは示させていただいております。その下に括弧書きで、ちょっとわかりにくかったかもしれないんですけど、上下水合わせた金額を併記させていただいてるところでございまして。水道料金を改定したことによって、

この値上げ額というのが上がってしまいますよっていうふうに、ちょっと私たちのほうでは書かせていただいたんですけど、その意図がちょっとうまく伝わってないので、この辺はちょっと改良の余地があるのかなと思っております。

田村委員 すみません、ちょっと僕のほうの資料の読み込みが甘かったのかもしれないんですが、ちょっと確認したいんですが、そのモデルケースの方、1人、2人世帯で1か月あたり10立方メートル使用される場合、このあたりもし下水道を含まなかった場合、何パーセント上昇する見込みになりますか。これは先般、課長さんのほうにもちよっとお願いしていただいたので、その数字を引用していただければと思います。

管理課長 それでは、1か月で10立方メートルの場合は19.8となっております。

田村委員 すみません。それは、上下水道を含んでですよ。上水道のみだったらいくらになりますか。

管理課長 上下水道を含めても、下水道を含めなくても改定率としては一緒になると思います。

ひさなが委員長 諸々確認もしたいので、暫時休憩します。再開を50分からとします。

— 休憩 14:42 —

— 再開 14:46 —

ひさなが委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。田村委員、もう1度質疑を。

田村委員 課長さんのほうに、この度の上水道のみの改正という前提のもとでお話させていただきますが、上下水道を合算してモデルケースを出されていると思います。ここまでの前提はよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）この度、平均利用改定率20パーセントという数字が僕は1人歩きしてると思うんですよ。改めて、上水道のみで判断した場合、モデルケースは何パーセント増額したことになるのか、それをまずちよっとお答え願います。

管理課長 モデルケース1の場合ですと45.5パーセントでございます。

田村委員 今わかるように、議員の中でもちょっと混乱をした、僕の伝え方が悪かったところは非常に大きなところで、それは認めざるを得ないところで、大変申し訳ありませんでしたといったところです。ただ、市民の方が受けるイメージ、平均改定率は20パーセントと聞いてたのに、上水道だけ見ると合算してくるところではあるんですが、上水道だけ見ると40パーセントぐらい上がる方もいらっしゃると思うんですよ。そこら辺の誤解を招きかねないといった混乱性が非常に高いのではないかと私は思います。このあたり、上下水道局はどのように説明をされるおつもりなのか、ちよっとご見解をお願いいたします。

管理課長 水道局としましては、一応、平均改定率20パーセントを算定する上で、調

整単価の部分がやはり今までがかなり低く抑えられた関係で、この度ちょっと調整単価の上げ幅が従量単価、他の従量単価よりかなり大きく上げさせていただいてる部分で、ちょっと改定率が45.5パーセントという突出した部分が出てきてしまうようにはなっております。ただ、あくまでも1か月平均の負担額というのをやはり皆さんにご理解いただけるような資料等作成して、その部分を含めてちょっと皆さんにはご理解いただけるような資料作成に注視してから、皆さんにご理解いただきたいなどは思っております。

田村委員 わかりやすい資料になることを祈るだけですが、わかりやすさと正確さはまた別物だと私は考えておりますので、そこら辺の正確さも含めて今後の資料の作成にお願いいたします。通った場合ですけれども、とりあえずこれで大丈夫です。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はございませんか。

林委員 ちょっと私から1点確認なんですけども、水道事業にかかる水道事業を遂行するときに、今問題になっているのは管路の更新であるとか耐震化であるとか、我々議会としても国に対してそういった補助金を増やせと、これは言ってますよ、意見書をあげて。実際、市長会とかでこれは言ってるんですか、これは。全部自治体任せじゃないですか、ほとんど国は。そのあたりでちゃんと言ってますか、市長会とかで。

管理課長 その辺りについては、一応、うちのほうは母体というのが日本水道協会というのがございます。この辺りを通じて、一応国のほうには毎年要望をさせていただいてる状況でございます。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。

綾城委員 下水道のみならず、水道についてもきちんと予算を立てるように、付けるようにということを国に市長会を通じて予算要求・要望されてるってことですか。

管理課長 先ほどと同じ答弁になりますけども、水道に関しては先ほども申しましたように日本水道協会という母体がありますので、そちらのほうを通じて国のほうにお願いさせていただいております。下水道のほうについては、日本下水道協会というのがございます。そちらを通じて、また同じように国のほうには要望を伝えさせていただいておるところでございます。

ひさなが委員長 今、質疑の中で市長会を通じて話もありましたけど、市長会とかを通じてではなくて、今言われた水道なら水道、下水道なら下水道のその上にあがるっていうことでよろしいんですか。

管理課長 市長会についても、一応、元々簡水だった部分については過疎債とかの適用を受けさせていただくとか、その辺の要望についてはさせていただいているところでございます。

ひさなが委員長 関連質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)そのほか、ご質疑はございませんか。

綾城委員 先ほどの話に戻りますけど、今、調整単価のところは10円から50円というふうになりました。まず、その5倍になったというところで、その理由というか、そう

いうところをお尋ねいたします。

管理課長補佐 5倍になった理由というところですが、これは日本水道協会が公表しております水道料金算定要領におきまして、従量料金制は均一料金制が原則であることが示されております中、本市におきましては調整単価を導入しております。従量料金については使用量に応じた負担を求めるものであり、激変緩和策である調整単価との格差を是正していくことで使用者の負担の公平性にも配慮して単価を算定したところでございます。

綾城委員 それで、前回、そのコロナのときに調整単価を入れられて負担軽減が図られたんだけど、その福祉的減免がなかなかできないと、有収率が低いからできないんだっていうところで、そういったところの配慮もされた、コロナ禍でもあったし、物価高もあったし。今、コロナ禍ではないんだけど、あのときから比較したら物価なんかはもう最強に上がってますよね。それでもこの今、要は調整単価を5倍に上げられた理由というのを、もう1回伺ってもいいですか。

管理課長補佐 前回の改定につきましては、基本水量を廃止し、現在の2部料金制に移行しましたことから、少量使用者の負担を考慮して調整単価を設定したところでございます。ただ、しかしながら今回の適正な水道料金のあり方についての審議の中では、本来、従量料金については均一料金が原則であり、消費した分だけ公平にコストを負担してもらうという観点から、より公平な料金のあり方として調整単価との格差を是正する必要があるとのご答申をいただいたところでございます。激励緩和措置である調整単価につきましては、引き続き使用量使用者への配慮はしているようなところではございます。

綾城委員 わかりました。それでは確認しますが、前回じゃあ、調整単価を入れられた理由ってというのは、あくまでも物価高騰対策とかコロナ禍の何とかとか、そういうことじゃなくて、今の基本水量か、それを廃止したから、そこでバンって上がってしまう人たちの激変緩和策として入れたと。今、その公平性の観点と、今水道協会さんが要は均等に徴収しなさいというところから戻したということですか。だから、要は物価高対策とか福祉的な側面ですよ、そういうことで調整単価を入れられたんじゃないってことですか。

管理課長 調整単価につきましては、やはり水道をどうしても、生活していくにはどうしても使わなければいけない水道というのはある程度は皆さん必要だろうと思います。そこを、そういう生活をしていく最低限度と言いますか、その辺をどうしても使われている方々に対する配慮というのもある程度必要ではないかという部分もありますので、その調整単価というのは引き続き設けさせていただいているところではございます。

綾城委員 物価高が今本当にね、国は物価高対策がいるっていうのがね、選挙でももういろんな人が言うぐらい、やっぱり市民の皆さんはこの物価高というのは強烈に感じている中で、ここで元に戻していくっていうのはなんとかと思うんだけど、わかり

ました。あれですか、今言われました調整単価は維持するっていうふうに言われました。ちょっと、私、ちょっとピンとこないのは 5 倍になって、これは調整単価の終了なんじゃないかなっていうふうに普通に思うんですけど、調整単価を維持するっていう根拠について、ちょっと伺っていいですか。その調整単価を維持してるっていうのは、つまりこの本当は 10 円じゃなくて 100 円になるとか、なんかその辺がちょっと見解を伺っていいですか。

管理課長 調整単価につきましては、この度、1 立方メートルあたり 50 円にさせていただいてますけど、これをなくしてしまうと一気に 1 立方メートルあたり 155 円支払っていただくような形になります。そうすると極端な話、15 倍とか 16 倍近いような単価設定になってしまいますので、その辺は引き続き調整単価というのを導入させていただいているところでございます。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はございませんか。よろしいですか。

田村委員 すみません、ちょっとそもそも論の話になるんですが、この度の条例改正が通ったとしても、通ったとしてなくても、次の改定とタイミングというのはいつぐらいのことを検討されているのか、その可能性をちょっとお教え願えますか。

管理課長 水道料金につきましては、算定期間というのをこの度も 4 年間、令和 8 年度から 11 年度というのを設けております。検討するにあたって、この度上げても上げなくても次期の算定期間、12 年度以降になろうかと思うんですけど、そのときにはまた料金について適正かどうかというのを検討していく必要があるかと思っております。

管理課長 ちょっと補足させていただきます。上げたとしても、先ほど言ったように算定期間が終わったら次回についてまた料金改定の検討は行う。算定期間内、この度否決された場合というのは、否決されたら経営状況的にはそのまま 4 年間算定期間を経営していくというのは困難でございますので、またちょっと算定期間を、料金改定なりをちょっともう 1 回今度更に検討させていただくような形にはなろうかと思っております。

田村委員 ちょっと具体例を出すのは難しいかもしれませんが、例えばこの度否決された場合、それでやっていった場合、ちょっと経営的に難しいよね、令和 10 年度にもう一度検討しようねとか、そういった可能性もあり得るといったことの解釈をしてよろしいでしょうか。ちょっと数字は適当ですけども。

管理課長 否決された場合は、基本的にはちょっと今行ってる事業というのを全部行っていくのがちょっと来年、令和 9 年度以降、ちょっとやっていくっていうのが、なかなか計画どおり行うというのが難しくなろうかと思っております。その関係もありまして、その場合には、今後の経営をどうするのかというのはまた検討していく必要が、令和 10 年を待たずしてもそういう検討をしていく必要があるかと思っております。

ひさなが委員長 そのほか、ご質疑はございませんか。

綾城委員 もし可決された場合、この平均 20 パーセント、この度料金を上げると収入はどれぐらい増えるのかっていう、具体的な数字を確認しておきたいと思っております。

管理課長補佐 この度、料金改定を行ったとすれば、令和 8 年度に約 3,000 万円の収入が増加の見込みとなっております。

綾城委員 わかりました。令和 8 年は、だから 10 月からの改定だから数か月分ですよ。なので、それ以降もうちょっと合わせてご答弁いただけたらと思います。

管理課長補佐 すみません。申し訳ありませんでした。令和 8 年度は約 3,000 万円の増額で、令和 9 年度は約 9,700 万円の増額、令和 10 年度は 9,600 万円の増額で、令和 11 年度は 9,400 万円の増額の見込みとなっております。

ひさなが委員長 よろしいですか。そのほか、ご質疑はございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)よろしいですか。それでは、今一度、議案第 20 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。

林委員 それでは、上下水道局長に 2 点ほどお尋ねします。まず 1 点目なんですけれども、本市のように人口減少が進む地域では料金収入のみで全ての経費を賄うことが年々難しくなっているという、この現状をどう受け止めておられるかお尋ねします。

上下水道局長 人口減少と節水型社会の進展に伴う料金収入の減少は、水道事業の根幹を揺るがす静かなる有事であること、極めて重く受け止めております。また、水道事業はその費用の大半を固定費が占める構造となっていることから、給水人口が減っても施設の維持管理費、老朽管の更新のための企業債償還金が減少することはありません。本市においても施設維持コストが上昇し続けており、料金収入のみで全て経費を賄うことが年々難しく、困難になっている状況は直視しなければならない事実でございます。しかしながら、水道は市民の生命と生活、そして経済活動を支える重要なインフラであり、どのような厳しい社会情勢にあっても蛇口をひねれば安心な水が出るという当たり前の日常を維持することは、本市公営企業としての最大の使命と考えております。独立採算制の維持が厳しさを増す中であっても、公共福祉を増進させるため経営の効率と持続可能な確保を同時に進めていかなければなりません。この厳しい現状に対し、単に現状を維持するだけでなく時代の変化に即した強靱で持続可能な水道事業へとなるように努め、市民の皆様の福祉の増進と健全な経営の両立に全力を尽くしてまいりたいと思います。

林委員 それで、先の臨時会なんですけれども、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して物価高騰の影響を受けている市民や事業者の経済的負担を軽減するため、交付金を一部財源として水道の基本料金を免除し、水道事業会計へ繰出しが行われております。この減免期間は、本年 2 月、3 月の検針分の 2 か月としておりましたが、現在この輸入物価の上昇に端を発する物価高の継続というのは、市民生活や事業者の経営を圧迫している状況にありますけれども、この点はどう考慮されたのか、お尋ねいたします。

上下水道局長 委員ご指摘のとおり、本市では物価高騰対策として国の臨時交付金を活用した基本料金の減免を実施しておりますが、これはエネルギー価格や食品価格の高騰に直面する市民生活及び事業者の皆様に対し、緊急的に経済的負担を軽

減することを目的としたものでございます。一方、今回お願いしております水道料金の改定は、これとは次元の異なる水道事業を将来にわたって持続させるための経営判断でございます。物価高騰が続く中、市民の皆様にはさらなる負担をお願いすることは断腸の思いではございますが、先ほどの物価対策のために料金改定を先送りすれば将来、より大幅な値上げが必要となったり、あるいは老朽管による断水や濁水といった深刻な状態を招き、結果として市民生活にさらなる大きな不利益を及ぼすことが予想されます。今回の改定は、将来世代に安全な水を残すためのものであると考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。

田村委員 では、局長さんも先ほどおっしゃったように、水というのは私たちの生活には欠かせない非常に重要なものです。私からは 2 点ほど局長さんに伺わせていただければと思います。この私たちに欠かせない水というものを扱われる水道局、その使命をどう捉えているかをまず 1 点。もう 1 点、市民の皆様に局長自身が説明されるところとどのように説明されるのか、現状どのように問題があり、その問題の結果何が起こり、そしてこの度の条例改正をした結果どのように解決されるのか、そういったところを市民の方に説明するつもりでちょっと私たちにもお聞かせ願えればと思います。よろしく願いします。

上下水道局長 まず 1 点目、水道局としての使命だったかというふうに思います。水道局としては、水道法第 1 条、第 2 条の趣旨を踏まえまして、水道法第 1 条においては水道法の目的の 1 つとして、低廉な水の供給が示されております。同じく水道法第 1 条に示されている中で、清浄、豊富な水を持続可能で健全な事業運営を前提とした適正な価格で供給することと認識しています。また、地方公営企業法第 3 条に定められている企業の経済性とは、合理的、能力的な企業運営を行うことを示し、公共福祉の増進は水道事業の場合、公衆衛生の向上と快適な生活環境の構築を目的とした運営を行うことと認識しています。こうした認識のもと、地方公営企業である上下水道局は、限りない経営努力や効率的な事業運営を努めることにより、企業の経済性を発展し、安定で安心した水を適正な価格により安定して供給することで、公共福祉の増進を図りながら事業の運営を行ってまいりたいと思います。2 点目ですけれども、皆様が市民であればどういうふうに局長として説明するのかっていうことですが、私からどういうふうに説明するのかって言った場合ですけれども、本当にどう言いますか、現状、水道事業というのは大変厳しい、厳しいというふうに言っていました。これは 10 年、20 年近く水道料金を上げてこなかった我々行政側の責任であり、そのツケが今行政に回ってきている、私たちに回ってきているのかなっていうのをひしひしと感じております。本当に水道事業、今回の改定 20 パーセントを行えないと、もう本当に 4 年後には資金ショートするという可能性が非常に高くなってきております。その中で、本当に市民の皆様には大変ご負担を強いるというふうには思っているんですけれども、これを先延ばししてしまうと、先ほど林委員のときも言いましたように、将来に

過度な負担と、またそれまでにこの 4 年間で資金ショートを起こしたり、改定しなかった場合、先ほど課長も言いましたように事業をストップして、とりあえず資金がもつようにといったような経営をしていかななくてはいけない。その場合、本当に市民の方々にそのときに説明できるのかといったときのリスクを考えた場合、今回の改定についてはもう本当に、審議会の中でもそういうことを踏まえながら、やむなしというところで答申を出されたというふうに私は理解しております。色々 20 パーセントという言葉が先走りしておりますけれども、今回の改定、調整単価を残しつつ、従量単価との抑制を図るために職員が色々試算した結果、今回の 50 円で 155 円という金額で算定し、一部の方については 50 パーセント近い改定率になりますけれども、その辺は丁寧に説明しながら、今回の改定につきましては 20 パーセントというところでご理解いただくよう今後、上下水道局一丸となって説明を果たしていきたいというふうに考えております。

ひさなが委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それでは、ただいま議題となっております議案第 20 号「長門市水道給水条例の一部を改正する条例」について、反対の立場から討論を行います。ご承知のように、水道法の第 1 条には「この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする」とあります。つまり、安全でおいしい水をいつでも安心して使えるようにすることが水道事業の目的であり、その経営にあたっては地方公営企業法第 3 条の「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」という基本原則が謳われております。これは、水道事業の経営にあたっては合理的、能率的な経営を行うとともに、住民の福祉の増進を目的として経営を行うという 2 つの重要な視点を持って公営企業を運営する必要があるという意味であります。水道事業は、下水道事業とともに装置産業であり、その経営には大規模な投資を必要としております。水道法第 2 条の 2 には「国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない」とあり、国の努力義務を明らかにしております。しかし、管路等、老朽施設の更新、耐震化には国からの補助金はほとんど入っていないのが実態であり、経営に必要な経費を受益者が料金として負担する独立採算制では、増大する施設の更新、耐震化費用を賄うためには水道料金の値上げ抜きには水道事業の継続は困難となるという仕組みになっております。こうした中で、今回の条例改正の内容は、基本料金、調整単価、従量料金単価をそれぞれ値上げし、平均で 20 パーセントの増額改定となっており、改定期限を本年 10 月からとしております。その理由として、人口減少に伴う料金収入の減少や施設・管路の老朽化対策、

電力費や資材費高騰など、水道事業を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いているとして、独立採算制により事業継続のためには水道料金を値上げせざるを得ないというものであります。水道料金については、受益と負担の関係性を一律に否定するものではありませんが、経費の負担原則を定めた地方公営企業法第17条の2には「当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」とあり、これは公営企業においては、事業の経営に伴う収入、すなわち料金収入を財源として事業が行われることが原則という独立採算性が謳われております。一方、同条第1号は「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」が謳われており、具体的には消火栓の設置及び維持などの行政的経費がこれに該当するものであります。また、同条第2号には「当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」が謳われており、具体的には病院事業におけるへき地医療の確保に要する不採算的経費などがあります。これらの経費の財源は、一般会計から公営企業の特別会計へ繰り出さなければなりません。さらに、経費の負担原則にも例外があり、災害復旧その他特別の理由がある場合には、一般会計から公営企業に対して補助することができるとされております。これは、本条例の第31条に「市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、給水負担金、料金又は手数料を減免することができる」とあり、給水負担金等の減免を定めております。本市では、先の第1回臨時会において、官公庁施設を除き物価高騰の影響を受けている全ての水道使用者の経済的負担を軽減するため国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和8年2月、3月検針分の水道料金のうち基本料金部分を免除した措置がこれに該当するものであります。一般会計からの基準外繰出については、自治体の主体的な判断で個別具体的な事案に応じて幅広く行われております。そのことを踏まえて反対する理由を申し上げますが、今回の水道料金改定が市民生活に与える影響に加え、上下水道局の料金改定の進め方については大いに疑問であります。まず、市民生活に与える影響については、昨今の物価高で市民が本当に苦しい生活をしている中で、なぜ今平均改定率20パーセントもの値上げを行うのか、市民生活への影響、打撃を全く考慮に入れていないことであります。住民税には非課税枠があり、国民健康保険料では法定減免がありますが、水道はそれなしには生きていけない行政サービスにもかかわらず、本市には独立採算の名のもとに福祉減免制度がありません。したがって、他市の事例でもあるように低所得の高齢者世帯やひとり親世帯、障害者世帯に配慮した福祉減免制度の実施も併せて検討していくべきであります。独立採算性を盾に水道料金の値上げが容認され、支払いができずに給水停止を受け、水道から排除されるような住民が生じることは断じて避けなければなりません。上下水道局は、水道事業を将来にわたって存続させるための経営判断としておりますが、市民生活が立ち行かなくなればまさに本末転倒であります。令和3年6月定例会における私の一般質問に対して市長は、「言葉ではよく公営企業であるために独立

採算と言われるが、完全な独立採算は私どものような過疎地域では無理というのが、誰もが分かっている」と答弁されております。私は、この一般質問の中で、平成 30 年 3 月定例会の一般質問のやり取りを紹介しております。当時の大西市長は、「今お尋ねのいわゆる減免規定の件でございますけれども、そういった事例が全くないということではないと思います。それらについては、高負担をお願いする際には、そういったことも視野に入れながらやっていく必要があると思っております」と述べております。この答弁は、他市の事例を参考にして福祉減免制度を検討するという内容でしたが、一般質問の中で当時の大西市長の答弁を踏襲する考えがあるのかを尋ねたところ、市長は「これは水道会計とは別の議論で負担が増えるということで、福祉のほうでどうするかということでございますので、それはしっかりと議論していくということはお答えしたいというふうに思います」と答弁されております。例えば、老齢基礎年金の平均額は 6 万円程度であり、わずかな年金のみで暮らしている単身高齢者は本当に苦しい生活を強いられております。文教厚生委員会は、一昨年 7 月、兵庫県明石市において「児童・生徒のいじめ・不登校対策」及び「高齢者の認知症あんしんプロジェクト」を研修しておりますが、明石市では 65 歳以上のひとり暮らし高齢者の水道料金、下水道使用料の基本料金の半額を減免しております。少ない年金額に対して、物価高騰のあおりを受け生活の苦しさは増しておりますが、国は抜本的な対応をせず現場の自治体任せであります。こうした中であっても、水道料金の減免に取り組んでいる自治体に大いに学びながら、減免の対象やその範囲をどうするのか、こうした点をしっかりと議論することです。水道料金の値上げを提案する以上、最低限のセーフティーネットを構築した上での提案でなければなりません。一般会計における行政経費の無駄を省けば、福祉減免の財源を捻出することは十分可能であります。次に、上下水道局の料金改定の進め方についてであります。例えば下関市では令和 8 年 4 月 1 日から水道料金を平均で 20 パーセントの値上げを検討する中で、令和 7 年の 8 月 1 日から 8 日までの間に、市内 8 会場で水道料金改定の検討状況に関する市民説明会を開いております。これを受けて、市の上下水道事業経営審議会は 10 月 20 日、平均 20 パーセントの値上げが必要との答申をまとめ、市の上下水道局長に答申書を提出しておりますが、審議会では値上げ幅を圧縮してほしいなど、市民説明会で寄せられた反対意見を紹介していることでもあります。報道によれば、委員からも激変緩和措置が必要、値上げは苦渋の選択だが 20 パーセントの値上げは日々の生活で困窮した人がいる中で心が痛む、もっと早く議論を開始すべきだったとの意見が紹介されており、市民説明会での住民の意見が審議会の議論に反映されていることがわかります。同局は、本年 4 月 1 日からの改定を目指し、昨年 12 月定例会に条例改正案を提出し、賛成多数で可決されておりますが、市民説明会での意見、それを反映した審議会での議論を踏まえ、料金改定による市民負担を軽減するため国の交付金を活用し、令和 8 年 9 月検針分までは現行料金に据え置くとともに、令和 8 年 10 月から令和 9 年 1 月検針分までは平均改定率 10 パーセントの値上げとし、平均改

定率 20 パーセントの新料金が適用されるのは令和 9 年 2 月検針分からとする激変緩和措置が取られております。本市の上下水道審議会は、昨年 12 月、平均 20 パーセントの改定が望ましいとする答申書を市長に提出しておりますが、答申の内容及び今回の条例改正案の提出に至る過程を見る限り、市民の声が反映されてるとは言い難いものであります。令和 3 年 12 月の上下水道事業審議会が答申した平均 10 パーセントの改定が望ましいとする答申には、水道料金の改定時期について議会承認の手続きや市民への周知期間の確保にかかる期間等を勘案し、令和 4 年 10 月 1 日が望ましいとする一方で、付帯意見として留意される事項の 1 つに、社会情勢や経済情勢を十分考慮し、場合によっては改定時期の再検討を行うなど特別の配慮を行うことが記されております。令和 3 年 6 月定例会における私の一般質問の中で、水道料金の改定に関し、市長は「もし仮に改定することとした場合、その実施時期については議員がお示しのとおり、現在、コロナ禍により市民生活が厳しい状況にあることから、方針内容はもちろん、料金改定による影響も十分考慮の上判断しなければならない」と答弁しております。また、当時の上下水道事業審議会は、料金改定については市民生活に与える影響について十分考慮し、激変緩和措置や福祉減免についても検討に努めることとありましたが、当時の審議会の議論、また下関市の議論の進め方と比較しても、水道使用者である市民の声が反映されてないの是一目瞭然であります。資源や原材料の多くを輸入に頼る日本では、為替相場が円安傾向になると輸入価格が一層上昇することとなり、こうした原材料の値上げが市民生活のみならず、市内のいわゆる中小業者の営業を直撃しております。条例附則の施行期日は令和 8 年 10 月 1 日から施行すると明記されており、現在の先行き不透明な社会経済情勢、市民や事業者の置かれた状況に照らしてみても、これを無批判に認めることはできません。10 月 1 日から条例が施行され、水道料金は 12 月検針分の 12 月から 3 月請求分までの 4 か月分の値上げの影響を受けることとなりますが、その影響額は約 3,000 万円の増額となり、令和 9 年度からは 9,700 万円の増額であります。今回の条例改正により、口径 13 ミリで改定後の水道料金のモデルケースでは、2 か月で 20 立方メートルを使用した場合、1 人から 2 人世帯では現行より 1,100 円の増となり、2 か月で 40 立方メートルを使用した場合、3 人から 4 人世帯では現行より 1,430 円の増となります。改定後は、口径 13 ミリで 2 か月使用した場合、柳井市、山陽小野田市、美祢市に次いで 4 番目、2 か月で 40 立方メートルを使用した場合は、柳井市、下関市に次いで 3 番目に高い水準となりますが、企業部門を含めた地域全体の市町村民所得が低い水準である本市にとっては、これは決して軽視できない点であります。市民のいのちと生活を守るためにも、激変緩和措置や福祉減免制度を構築するとともに、改定時期の再検討を求めるものであります。そのことを申し上げまして、議案第 20 号に対する意見といたします。

ひさなが委員長 ほかに、ご意見はありませんか。

田村委員 長門市水道給水条例の一部を改正する条例、私は賛成の立場から意見

を申し上げさせていただきます。まず、この度の議案 20 号、水道料金を 20 パーセント上昇させるという、平均で 20 パーセント上昇させるという非常にインパクトの大きいものです。私も議員として非常に重い判断を迫られたところであります。しかし、次の 3 点の理由から、私はこの議案 20 号に対して賛成の立場を取らせていただきたいと思っております。先ほど局長もおっしゃっていたように、水道の目的はですね、まず安全で安定した水の供給が最優先であるということです。水道法 1 条では、安全で清浄で、豊かつ低廉な水の供給を目的としています。低廉を優先するあまり、この前提である清浄である水というのが抜け落ちてはならないところだと解釈しております。水は私たちの生命と健康を支えるライフラインです。ここをおろそかにすることはできないと考えます。第 2 に、税金依存の経営状況は持続できないということです。長門市の料金回収率は 88.7 パーセント、水 1 立方メートルをつくるのにあたり 174 円のコストがかかるのに対し、料金回収率は 154 円しかいただくことはできないということです。このマイナス 20 円分の赤字はどこから埋めてくるのか。これは一般会計からの繰入金、つまり税金から負担していることです。水道を使用されている方も使用されていない方も、等しく税金のほうからご負担していただいている形になります。税金依存の経営状況は長期化できないというところから、2 つ目の点として挙げさせていただきます。第 3 に、老朽管の更新は待たなしといったところです。長門市の水道管路は、法定耐用年数 40 年を超える管路が 37.13 パーセントあり、それに対し管路更新率はわずか 0.36 パーセントであります。これは単純計算で、全部の管路更新をするのに約 280 年ほどかかるということになります。先ほど水道班長もご答弁いただいたように、能登半島地震の際には断水等のリスクがあり、断水が起これば市民生活に非常に大きな影響を与えました。今私たちが必要な投資を先送りすれば、私たちの次の世代、次の次の世代に必要なインフラを手渡すことができません。私は、今ある痛みを受け入れ、先への投資をしていくべきだと考えます。ただ、執行部の皆様には 2 点ほどお願いしたいと思っております。まず 1 点目として、親切かつ丁寧な説明を市民の皆様にしていただきたいということです。先ほどの議論でもあったように、なかなか勘違いをしやすいところもある条例だと思っております。このあたりで、市民の皆様には誤解のないよう、親切かつ丁寧な説明をしていただければと思います。2 つ目、さらなる企業努力の改善をしていただきたいところです。料金回収率の向上はもちろんですが、費用対効果も含めてこの辺の改善をしていただきたいと思っております。また、最後にはなりますが、この料金平均改定率 20 パーセント、こちらは審議会で十分に審議を重ねられたもので、一定の根拠があるものだと私は理解しております。私も議員として十分に検討させていただきましたが、この 20 パーセントの数字はやむなしといったところで、非常に苦しい判断ではありましたが認めざるを得ない、やむを得ないといったところの判断をさせていただいております。最後に、繰り返しにはなりますが、水道の目的は、清浄で豊かつ低廉な水の供給です。低廉を優先するあまり、清浄であるということをおろそかにすることは私はできないと考えます。以上をもって、

私はこの議案 20 号、賛成をさせていただきます。

ひさなが委員長 ほかに、ご意見はございませんか。

綾城委員 それでは、議案第 20 号、水道料金の 20 号についてですね、水道料金平均 20 パーセントの改定について、私は反対の立場から意見を申し上げたいと思います。まず、今回の水道料金の値上げにつきましては、これまでの局の経営努力に加えて、上下水道局の苦渋の決断ということは審査の中でよくわかりました。一方で、水道は単なる独立採算の事業ではございません。憲法第 25 条は「健康で文化的な最低限度の生活」を保障し、水道法第 1 条では「清浄にして豊富低廉な水の供給」を目的としています。「低廉」とは、金額が安いという意味で使われております。つまり水道は、市民生活を支える公共の基盤であり、高すぎてはならないという理念のもとに成り立っております。現在、市民や事業者はこれまで以上に物価高に直面をしております。電気代や食料品など生活必需品が値上がりする中で、水道料金の大幅改定は家計に直接影響いたします。市の試算では、1 人から 2 人世帯で月額 1,100 円、率にして 45 パーセントを超える家庭もあるということも示されております。このほかにも、使用量によりますが 20 パーセントを大きく超える場合があり、平均 20 パーセントという表現と実際の負担増には開きがございます。また、利用者の約 9 割が一般家庭であることを考えれば、影響は小さくありません。そうしたことから、まずはこれまでと同様に一般会計からの基準外繰入の増額の努力や、市としても費用対効果の低い事業の歳出の見直しによる財源の捻出など、市としてできる努力を尽くすべきではなかったでしょうか。あわせて、下水道と比較して国の補助金がほとんどないため、今後さらに国に対して支援を求めていくことが必要です。仮に料金改定が避けられないとしても、急激な引き上げではなく国の交付金の活用や基準外繰入を活用し、せめて数パーセントでも負担増を避ける、抑える、または段階的な値上げ方法などを検討する余地があるのではないかと考えております。以上の理由から、本議案には賛成できないという立場でご意見させていただきました。

ひさなが委員長 ほかに、ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 20 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 20 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本日の審査はこの程度にとどめ、この続きは 3 月 5 日の予算決算常任委員会文教厚生分科会終了後から審査を行います。本日はこれで散会します。どなたもご苦労様でした。

— 散会 15:33 —